

1. 事業について

事業名	事業内容	助成金額（１０万円単位） ※１０万円未満は団体負担
一般コミュニティ助成	住民が自主的に行うコミュニティ活動を推進し、その健全な発展を図るものです。 自治会・団体で困っていること、やりたいことに必要な備品の整備に使えます。 ○集会所の机や椅子 ○盆踊りのやぐら ○地域行事の備品（音響機材） ○除雪機 など	１００万円～２５０万円まで
青少年健全育成助成	スポーツ・レクリエーション活動やコミュニティ活動のイベントに関する事業などで主に親子で参加するものが助成されます。 ただし、参加者や実行委員会の打合せ経費や食事、賞金や賞品の経費は対象になりません。	３０万円～１００万円まで
地域防災組織育成助成	自主防災組織等が地域防災活動に直接必要な設備等の整備に関する事業 ○防災資機材（投光器、発電機、防災テント、無線機、AED、ラジオなど） ○簡易な倉庫、収納庫、物置等（基礎工事、アンカー工事を伴うものは対象外） ただし、建築物や消耗品（食料、飲料、備蓄品、救急セットなど）には利用できません。	３０万円～２００万円まで

宝くじの社会貢献広報のため、一般財団法人自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源として行う事業です。そのため、整備された施設・備品等に規定のデザインを表示しなければなりません。

2. 申請方法

事業の内容、購入品の見積書、カタログの写しなど必要書類をそろえて、ご提出ください。

＜提出書類＞助成申請書・団体（自治会）規約・令和８年度事業計画及び予算書

整備する備品の見積書（品番記載必須）・カタログのカラーコピー など

3. 申請期限

令和８年１０月２日（金）まで

※一般コミュニティ助成事業、青少年健全育成助成事業
については、まちづくり推進課

※地域防災組織育成助成事業については、総務財政課



対象となる備品やご不明な点などありましたら、総務財政課（電話 0855-72-0631）
まちづくり推進課（電話 0855-72-0634）までお問い合わせください。